

# アパートを建てられた方へ

## <固定資産税(償却資産)申告のお知らせ>

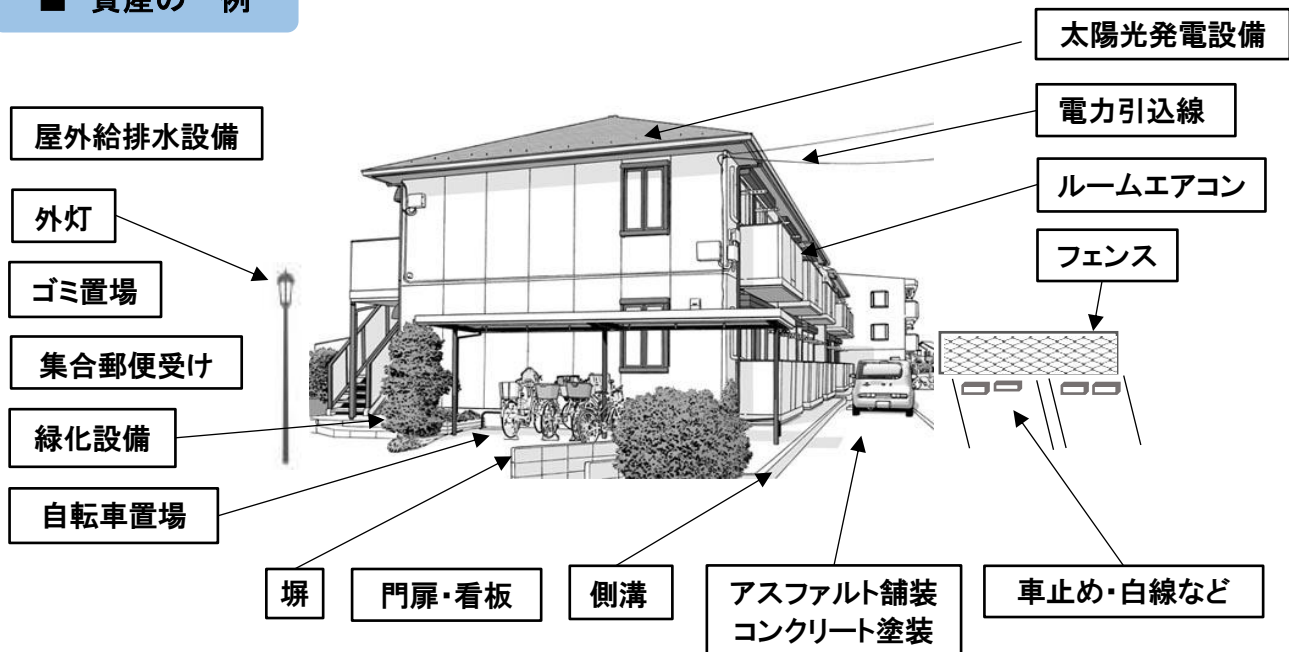
賃借用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告いただくことになっています。

### ■ 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、家屋と償却資産に区分して課税されます。

- 償却資産・・・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格が強いもの【例：ルームエアコン、パーテーション(移動式間仕切り)】
- 家屋・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの【例：屋内の電気設備、ガス設備、衛生設備等】

### ■ 資産の一例



### ■ 申告の注意点

- ・申告が必要な資産は、原則として国税の減価償却費として必要経費に算入しているものと同じであること。(ただし、国税と地方税とは取扱いが異なるので、確認が必要です。)
- ・取得価格については、取得時において通常支出すべき金額のため、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費に原材料費、労務費等を含めた金額とすること。